

## 表明・確約書

私(使用人を含む)は、岡崎市地域店舗ファンづくり推進事業に参加するに当たり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを表明し、確約します。

この表明・確約書に虚偽の申請をした場合は、登録を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切私(当店)の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私の住所・屋号(法人名)・氏名(代表者、担当者)・店舗名称・電話番号の情報を、岡崎市を通じて愛知県岡崎警察署へ提供することに同意します。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
- 2 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
- 4 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- 6 暴力団等と生計を同一にする関係にある者
- 7 愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
- 8 前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 9 自ら又は前各号のいずれかに該当する者や法人等を利用して、営業に際して以下の各号のいずれかの行為も行いません。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
  - (4) 他の物の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
  - (5) 他の物の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為